

財務局における国有財産の管理処分に係る
鑑定評価の発注方法等の見直しについて

令和元年5月22日
財務省理財局

1. 発注方法の見直し

企画競争

【企画競争の対象を具体的に規定】

- ・ 高額な財産
概算評価額が10億円以上（23区内は20億円以上）の財産
- ・ 高度な技術を必要とする財産
地中リスクの大きな財産、広大地、特殊な権利に係る財産 等
- ・ 価格に関心が集まる財産

エリアエキスパート選定方式（仮称）

【参加要件を以下のとおり設定】

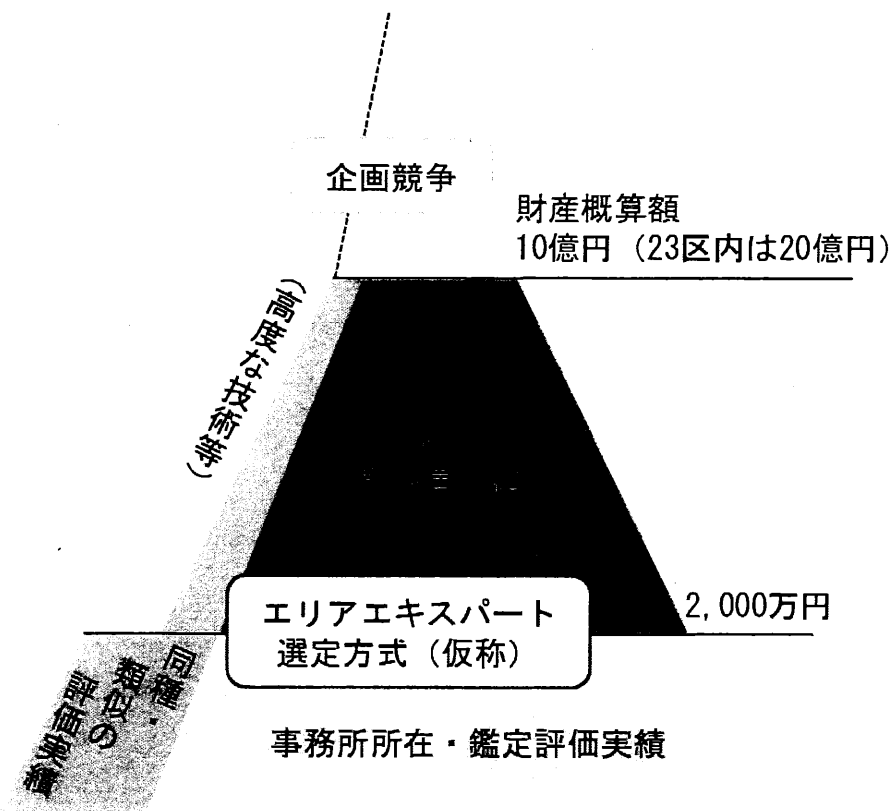
<概算評価額が2,000万円以上の財産>

同一域内での地価公示評価員の実績

<概算評価額が2,000万円未満の財産>

同一域内での事務所所在、鑑定評価実績

<発注の区分けのイメージ>



2. その他

鑑定評価の発注に係る依頼内容の明確化や国土交通省・鑑定士協会連合会への情報提供等も実施